

総務省行政相談センター

まぐみみ石川

# 令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害被災者の皆様への生活支援窓口案内（ガイドブック）

令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害で被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供しております。

## 【本ガイドブックについて】

- ・ 石川行政評価事務所が収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ この冊子の最新版は、石川行政評価事務所ホームページに掲載しています。

URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000879583.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000879583.pdf)

## 【石川行政評価事務所での相談の受付について】

石川行政評価事務所では、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。お困りになっていることがありましたら、どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 8:30～17:15）  
（受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。  
URL : [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/hyouka/soudan.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html)



- FAX：076-222-5233

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁・対面によるご相談の際は、手洗い、換気等、感染防止対策にご協力をお願いいたします。

まぐみみ石川



総務省行政相談センター

総務省 石川行政評価事務所

〒920-0024

金沢市西念3丁目4番1号 金沢駅西合同庁舎4階

電話：076-222-5232

FAX：076-222-5233

## 【ご注意】

- 1 このガイドブックに掲載している情報は、令和5年12月26日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加、変更してまいります。

最新の情報は、石川行政評価事務所ホームページ(下記URL参照)の「【トピックス】〈令和5年5月石川県能登地方地震による被災者の皆様への生活支援窓口案内(ガイドブック)〉」に掲載しております。

URL : <http://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/ishikawa.html>

- 2 災害救助法の適用が条件となっている支援措置がありますが、今回の令和5年石川県能登地方を震源とする地震による災害においては、輪島市、珠洲市及び鳳珠郡能登町が適用を受けていました。輪島市及び鳳珠郡能登町は、令和5年11月4日に災害救助法第2条第3項に基づく救助が終了しましたが、引き続き支援を受けられる場合もあるので、各実施機関へご照会ください。

### <前回版(第20版、令和5年11月9日発行)からの主な変更点>

項 目	ページ	内 容
16 公共料金の減免措置等	11	・電話事業者による支援を削除

# 目 次



## 住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 1)
- 2 被災住宅の応急修理等 (P. 1)
- 3 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 2)
- 4 災害に便乗した商法に注意 (P. 2)
- 5 災害ごみの処分 (P. 3)
- 6 被災住宅の解体・撤去 (P. 3)



## お金のこと

- 7 住宅の建設、補修等の融資 (P. 4)
- 8 住宅ローンの返済 (P. 4)
- 9 被災者生活再建支援金等の支給 (P. 5)
- 10 災害義援金の配分 (P. 7)
- 11 雇用保険の失業給付の支給等 (P. 8)



## 役所の手続きのこと

- 12 国税の特別措置 (P. 9)
- 13 県税の特別措置 (P. 9)
- 14 市町税の特別措置 (P. 10)
- 15 後期高齢者医療保険料の減免 (P. 10)
- 16 公共料金の減免措置 (P. 11)
- 17 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が支払えない場合 (P. 11)
- 18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合 (P. 12)
- 19 自動車に被害を受けた場合 (P. 12)



## 民間の手続きのこと

- 20 地震保険 (P. 13)
- 21 生命保険 (P. 13)
- 22 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 14)
- 23 法律相談等の窓口 (P. 14)



## 医療・健康のこと

- 24 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 15)



## 教育のこと

- 25 日本学生支援機構(JASSO)による学生への支援(奨学金の給付・貸与及び減額返還、返還期限猶予、支援金の支給 (P. 16))
- 26 石川県による学生への支援(学用品の給与、授業料の支援、授業料以外の教育費への支援、石川県奨学生の緊急採用) (P. 17)



## 事業者の方へ

- 27 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 19)
- 28 農林漁業関係の災害復興の融資、農業者を対象とした相談窓口 (P. 20)
- 29 セーフティネット保証4号の適用 (P. 21)
- 30 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 21)
- 31 被災事業者再建支援事業費補助金 (P. 22)
- 32 小規模企業共済 災害時貸付 (P. 23)



## その他の情報

- 33 発達障害のある方の支援 (P. 24)
- 34 災害ボランティア (P. 24)
- 35 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口 (P. 25)
- 36 ペット動物に関する相談窓口 (P. 25)



## 住まいや身の回りのこと

### 1 かり災証明書の発行

- ◆ 「かり災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 各市町における「かり災証明書」の窓口は以下のとおりです。
  - ・ 「かり災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
  - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。また、住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
  - ・ 市町によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町により「被災届出証明書」「かり災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	市民課	0768-82-7732	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間:平日8時30分～18時30分</li> <li>・住家以外の物件について「かり災届出証明書」を発行</li> <li>・マイナポータルの「ぴったりサービス」で、罹災証明書等の発行に係るオンライン申請可</li> </ul>
輪島市	税務課	0768-23-1126	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間:平日8時30分～17時15分</li> <li>・マイナポータルの「ぴったりサービス」で、罹災証明書の発行に係るオンライン申請可</li> </ul>
能登町	税務課	0768-62-8518	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間:平日8時30分～17時15分</li> </ul>

[目次に戻る](#)

### 2 被災住宅の応急修理等

- ◆ 災害救助法が適用された市町（輪島市、珠洲市及び鳳珠郡能登町）において、災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分を、市町が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり70万6千円（準半壊は34万3千円）が上限となります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	環境建設課	0768-82-7756	申請期限:令和5年11月30日(木) 工事完了期限:令和6年2月4日(日)
輪島市	まちづくり推進課	0768-23-1156	工事完了期限:令和5年11月4日(土)
能登町	建設水道課	0768-62-8523	工事完了期限:令和5年11月4日(土)

[目次に戻る](#)

### 3 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】0570-016-100（平日10時～17時）

[目次に戻る](#)

### 4 災害に便乗した商法に注意

- ◆ 大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。
- ◆ 「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」、本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」などと契約を迫る業者、「保険金請求代行のコンサルタント料（成功報酬）は、おりた保険金で対応できる」と勧誘する業者とのトラブルが発生するケースがあります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合やご心配ごとがある場合には、下記の番号までご相談ください。

#### 【消費者ホットライン】

電話：188（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市町の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土日祝日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

I P 電話など、一部の電話からはつながりません。

【石川県消費生活支援センター】金沢市幸町12-1 石川県幸町庁舎

電話：076-255-2120

（受付時間 平日 9時から17時、土曜日 9時から12時30分）

【石川県奥能登広域消費生活センター】輪島市三井町洲衛10-11-1

能登空港ターミナルビル

電話：0768-26-2307（受付時間 平日 9時から17時）

【輪島市市民課】輪島市二ツ屋町2-29 輪島市役所

電話：0768-23-1131（受付時間 平日 8時30分から17時15分）

【珠洲市消費生活相談窓口】珠洲市上戸町北方1-6-2 珠洲市役所

電話：0768-82-7760（受付時間 平日 8時30分から12時、13時から17時）

【能登町住民課】鳳珠郡能登町宇出津1-50-1 能登町役場

電話：0768-62-8510（受付時間 平日 8時30分から17時15分）

【一般社団法人日本損害保険協会】

電話：0120-309-444

（受付時間 平日 9時から12時、13時から17時（祝日、協会の休業日除く））

- 「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に  
トラブルに遭わないためのポイント（チラシ）



[https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer\\_policy\\_cms102\\_20210310\\_01.pdf](https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy_cms102_20210310_01.pdf)

- まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！
- 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

[目次に戻る](#)

## 5 災害ごみの処分

- ◆ 市町では、災害初期の応急的な対応として、地震により発生したがれき、陶磁器くず等のごみを、指定の場所で受け入れています。
- ◆ り災証明書の提示で、手数料が減免されます。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	環境建設課環境係	0768-82-7743	<ul style="list-style-type: none"> <li>・奥能登クリーンセンター（日曜日を除く8時30分～16時30分）</li> <li>※ 事前に電話予約（0768-62-8222）が必要</li> <li>※ 家電リサイクル品及び産業廃棄物は受入不可</li> <li>・珠洲市一般廃棄物埋立処分場（月・水の9時～16時30分及び土曜日9時～12時）</li> <li>※ 受入可能ごみはガラス、陶磁器、壁土等です。産業廃棄物は受入不可</li> </ul>
能登町	住民課環境係	0768-62-8510	

[目次に戻る](#)

## 6 被災住宅の解体・撤去

- ◆ 珠洲市から半壊・全壊の「り災証明書」の交付を受けた住宅・納屋や中小企業の事業所等について、解体を希望される方は、珠洲市が実施する公費解体・撤去事業の対象となる場合があります。
- ◆ 既にご自身で解体・撤去された方についても、償還される場合があります（**令和5年7月31日(月)までに解体事業者等と契約**が行われたもの）。
- ◆ 詳しくは、「り災証明書」の交付を受けた上で、珠洲市の窓口にお問い合わせください。**申請期限は、令和6年1月31日(水)**です。


市	窓口	電話番号	備考
珠洲市	環境建設課	0768-82-7743	

[目次に戻る](#)




## お金のこと

### 7 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。  
詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。  
【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）  
受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）
- ・災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）  
<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf> 
- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。  
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)

### 8 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。  
詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。  
借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。  
【全国銀行協会相談室】  
ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772  
受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）
- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）  
[https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl\\_leaf.pdf](https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf) 

[目次に戻る](#)

## 9 被災者生活再建支援金等の支給

### 1 国・県による支援

- ◆ 自然災害により居住する住宅が全壊する等の生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度です（被災者生活再建支援法）。
- ◆ 令和5年12月26日時点では、珠洲市がこの制度の適用を受けています。
- ◆ 制度の対象となる被災世帯  
令和5年石川県能登地方を震源とする地震により次の状況となった世帯
  - ① 住宅が「全壊」した世帯
  - ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
  - ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
  - ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
  - ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。中規模半壊世帯については、「加算支援金」のみ申請可能です。
- ◆ 住民票、マイナンバーカード、り災証明書及び振込口座を確認できる資料をお持ちください。
- ◆ 詳しくは、珠洲市の窓口（支援制度総合窓口（電話：0768-84-5288））にお問い合わせください。

被災者生活再建支援金の支給額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金		合計	
		(住宅再建方法)	支給額		
2人以上世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	100万円	100万円
			補修	50万円	50万円
			賃借	25万円	25万円
1人世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	—	建設・購入	75万円	75万円
			補修	37.5万円	37.5万円
			賃借	18.75万円	18.75万円

※申請期限：基礎支援金 令和6年6月4日(火)  
加算支援金 令和8年6月4日(木)



## 2 珠洲市による支援

- ◆ 珠洲市では、住宅が一部損壊以上した方に対して、上述国・県による支援とは別に、独自に珠洲市被災者生活再建支援給付金を支給しています。
- ◆ 住宅の被害程度に応じて「基礎支援金」、住宅の再建方法に応じて「加算支援金」が支給されます。準半壊及び一部損壊世帯については、「基礎支援金」のみ申請可能です。
- ◆ 住民票、マイナンバーカード、り災証明書及び振込口座を確認できる資料をお持ちください。
- ◆ 詳しくは、珠洲市の窓口（支援制度総合窓口（電話：0768-84-5288））にお問い合わせください。

珠洲市被災者生活再建支援給付金の支給額

区分	基礎支援金 (住宅の被害程度)		加算支援金 (住宅再建方法)		合計
				支給額	
2人以上世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100万円	建設・購入	200万円	300万円
			補修	100万円	200万円
			賃借	50万円	150万円
	大規模半壊世帯	50万円	建設・購入	200万円	250万円
			補修	100万円	150万円
			賃借	50万円	100万円
	中規模半壊世帯	50万円	建設・購入	100万円	150万円
			補修	50万円	100万円
			賃借	25万円	75万円
	半壊	50万円	建設・購入	100万円	150万円
			補修	50万円	100万円
			賃借	25万円	75万円
準半壊	25万円		—	25万円	
一部損壊	10万円		—	10万円	
1人世帯	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75万円	建設・購入	150万円	225万円
			補修	75万円	150万円
			賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	150万円	187.5万円
			補修	75万円	112.5万円
			賃借	37.5万円	75万円
	中規模半壊世帯	37.5万円	建設・購入	75万円	112.5万円
			補修	37.5万円	75万円
			賃借	18.75万円	56.25万円
	半壊	37.5万円	建設・購入	75万円	112.5万円
			補修	37.5万円	75万円
			賃借	18.75万円	56.25万円
準半壊	18.75万円		—	18.75万円	
一部損壊	7.5万円		—	7.5万円	

(注) 1 網掛け部分は、珠洲市が独自に支援するものです。

2 申請期限：基礎支援金 令和6年6月4日(火)  
加算支援金 令和8年6月4日(木)

[目次に戻る](#)

# 10 災害義援金の配分

## 1 石川県災害義援金

- ◆ 令和5年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により被災された方に対して、全国の皆様から寄せられた義援金（注）が、石川県災害義援金配分委員会において決定した基準により、配分されます。  
※ 石川県、日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会に寄せられたものです。
- ◆ 配分対象及び配分金額は下表のとおりです。
- ◆ 診断書の写し、戸籍謄本、り災証明書、振込口座を確認できる資料等をお持ちください。
- ◆ **申請期限は令和5年10月31日(火)です（消印有効）。**

災害義援金の配分額

被害区分		対象	配分金額
人的被害	死者	地震により死亡した方のご遺族	一人当たり28万円
	重症者	地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方	一人当たり14万円
住家被害	全壊	「全壊」と認定された世帯	一世帯当たり60万円
	大規模半壊（注）	「大規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり45万円
	中規模半壊（注）	「中規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり30万円
	半壊（注）	「半壊」と認定された世帯	一世帯当たり15万円
	準半壊	「準半壊」と認定された世帯	一世帯当たり6万円
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり2万円

（注） やむを得ず解体した場合、「全壊」とみなされる場合（みなし全壊）があります。

- ◆ 詳しくは、市町等の窓口にお問い合わせください。

市町等	窓口	電話番号	備考
石川県	健康福祉部企画調整室	076-225-1412	
金沢市	福祉政策課	076-220-2278	
七尾市	福祉課	0767-53-3625	
小松市	ふれあい福祉課	0761-24-8051	
輪島市	税務課	0768-23-1126	平日8:30~18:00
	門前支所地域生活課	0768-42-9916	平日8:30~17:15
	町野支所	0768-32-0001	平日8:30~17:15
珠洲市	支援制度総合窓口	0768-84-5288	1階市民ロビーに開設(平日8:30~18:30、土日8:30~17:00)
加賀市	福祉政策課	0761-72-7854	
羽咋市	健康福祉課	0767-22-3939	
かほく市	防災環境対策課	076-283-7124	
白山市	財政課	076-274-9512	
能美市	福祉課	0761-58-2230	
野々市市	企画財政課	076-227-6031	
川北町	総務課	076-277-1111	
津幡町	総務課	076-288-2120	
内灘町	総務課危機管理室	076-286-6720	
志賀町	環境安全課	0767-32-9321	
宝達志水町	健康福祉課	0767-28-5506	
中能登町	税務課	0767-72-3136	
穴水町	管理課危機対策室	0768-52-3770	
能登町	総務課危機管理室	0768-62-8533	

[目次に戻る](#)

## 2 珠洲市令和5年奥能登地震義援金

- ◆ 令和5年5月5日に発生した石川県能登地方を震源とする地震により被災された方に対して、全国の皆様から寄せられた義援金（注）が、珠洲市令和5年奥能登地震義援金配分委員会において決定した基準により、配分されます。  
※ 珠洲市に寄せられたもの（珠洲市地震災害支援金）です。
- ◆ 配分対象及び配分金額は下表のとおりです。
- ◆ 診断書の写し、戸籍謄本、り災証明書、振込口座を確認できる資料等をお持ちください。
- ◆ **申請期限は令和5年10月31日(火)**です（消印有効）。

災害義援金の配分額

被害区分		対象	配分金額
人的被害	死者	地震により死亡した方のご遺族	一人当たり22万円
	重症者	地震により負傷し、1か月以上の治療を要する見込みの方	一人当たり11万円
住家被害	全壊	「全壊」と認定された世帯	一世帯当たり40万円
	大規模半壊（注）	「大規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり25万円
	中規模半壊（注）	「中規模半壊」と認定された世帯	一世帯当たり20万円
	半壊（注）	「半壊」と認定された世帯	一世帯当たり10万円
	準半壊	「準半壊」と認定された世帯	一世帯当たり4万円
	一部損壊	「一部損壊」と認定された世帯	一世帯当たり1万円

（注） やむを得ず解体した場合、「全壊」とみなされる場合（みなし全壊）があります。

[目次に戻る](#)

## 1 1 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法の適用を受けた市町において被災された事業場、労働者、求職者の方々に対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が実施されています。
- ◆ 詳細は、労働局、ハローワーク（職業安定所）までお問い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域
石川労働局職業安定課 (金沢市西念3-4-1駅西合同庁舎5階)	076-265-4427	
輪島公共職業安定所 (輪島市鳳至町畠田99-3 輪島地方合同庁舎1階)	0768-22-0325	輪島市
輪島公共職業安定所能登主張所 (鳳珠郡能登町字宇出津新港3-2-2)	0768-62-1242	珠洲市、能登町

[目次に戻る](#)



## 役所の手続きのこと

### 1 2 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」、「所得税等の軽減」、「住宅取得資金に係る贈与税の特例」、「被災自動車に係る自動車重量税の還付」、「不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の非課税」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害免除法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
七尾税務署(七尾西湊合同庁舎)	0767-52-3381	七尾市、羽咋市、志賀町、中能登町、宝達志水町
輪島税務署(輪島市河井町15部90の16)	0768-22-2241	輪島市、珠洲市、穴水町、能登町

[目次に戻る](#)

### 1 3 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税（種別割）等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所にお問い合わせください。

名称	電話番号	税の種別	担当区域
金沢県税事務所 (金沢市幸町12-1)	076-263-8831	県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人県民税・法人事業税、鉱区税、狩猟税、軽油引取税（特別徴収義務者に関する事）の課税に関する事	石川県全域
総務部税務課 自動車税グループ (県庁行政庁舎6階) 自動車税グループ分室 (金沢市直江東1-2)	076-225-1273 (自動車税グループ) 076-239-3631 (自動車税グループ分室)	県たばこ税、自動車税（種別割）、核燃料税の課税に関する事	石川県全域

名称	電話番号	税の種別	担当区域
中能登総合事務所 税務課 (七尾市小島町二部33)	0767-52-6112	上記以外の税（課税地） ・個人県民税 ・個人事業税（住所地または事業所の所在地） ・不動産取得税（取得物件の所在地） ・軽油引取税(免税軽油を使用する事務所の所在地等) ・ゴルフ場利用税（ゴルフ場の所在地） の、課税に関すること	宝達志水町以北の市町
中能登総合事務所 税務課	0767-52-6112	納税に関すること	七尾市、羽咋市、志賀町、宝達志水町、中能登町
奥能登総合事務所納税課 (輪島市三井町洲衛10-11-1)	0768-26-2304		輪島市、珠洲市、能登町、穴水町

[目次に戻る](#)

## 1 4 市町税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	税務課	0768-82-7735	
能登町	税務課	0768-62-8510	

[目次に戻る](#)

## 1 5 後期高齢者医療保険料の減免

- ◆ 災害救助法が適用された市町（輪島市、珠洲市及び鳳珠郡能登町）にお住まいの方で、準半壊以上の被害を受けた所得が一定金額以下の被災者について、後期高齢者医療保険料が減免されます。対象となる保険料は令和5年5月からの1年間分で、所得金額に応じて割合が異なります。
- ◆ 市町の窓口で[令和6年3月末日まで申請を受け付けて](#)います。
- ◆ 詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	市民課／市民相談室(医療保険・年金係)	0768-82-7744	
輪島市	市民課	0768-23-1131	
能登町	健康福祉課後期高齢者医療係	0768-62-8512	

[目次に戻る](#)

## 16 公共料金の減免措置等

- ◆ NHK、水道等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。  
また、減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、契約している事業者にご確認ください。
- ◆ NHKでは、災害救助法の適用区域内で建物が、半壊、半焼または床上浸水以上の被害を受けた場合、届出に基づき、2か月間、受信料が免除になります。詳しくはNHK（0570-077-077（9:00～18:00、固定電話からは市内通話料金）、ご利用になれない場合050-3786-5003（有料））にお問い合わせください。
- ◆ 珠洲市では、今回の地震により配管などに被害を受け、珠洲市指定業者が漏水の修繕を行っている場合、水道料金が減免されることがあります。  
減免申請の**最終締切は、令和5年12月28日(木)**です。
- ◆ 詳しくは、市の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
珠洲市	環境建設課管理係	0768-82-7781	

[目次に戻る](#)

## 17 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。  
また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル（0570-05-1165（050で始まる電話でおかけになる場合は03-6700-1165）〔月曜 8:30～19:00、火曜～金曜 8:30～17:15、第2土曜 9:30～16:00〕）にお問い合わせください。
- ◆ 市町の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域	
		健康保険・厚生年金保険・国民年金	船員保険
七尾年金事務所 (七尾市藤橋町西部22-3)	0767-53-6511	七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋市、 羽咋郡、鹿島郡、鳳珠郡	石川県

受付時間：原則、平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

## 18 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

- ◆ 法務局が発行する情報が、登記済証（権利証）から、登記識別情報に変わっております。売買、贈与、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
輪島支局 (輪島市鳳至町畠田99番地3 輪島地方合同庁舎)	0768-22-0426	輪島市、珠洲市、鳳珠郡

受付時間：平日8:30～17:15

[目次に戻る](#)

## 19 自動車に被害を受けた場合

- ◆ 被災自動車の所有者に対しては、自動車税（種別割）の減免があります。
- ◆ 詳しくは、最寄りの県税事務所又は石川県税務課自動車税グループにお問い合わせください。

名称	電話番号
中能登総合事務所税務課(七尾市小島町二部33)	0767-52-6112
奥能登総合事務所納税課(輪島市三井町洲衛10-11-1)	0768-26-2304
総務部税務課自動車税グループ(県庁行政庁舎6階)	076-225-1273
自動車税グループ分室(金沢市直江東1-2)	076-239-3631

- ◆ 被害を受けて廃車となった被災自動車の所有者は、自動車重量税の還付を受けることができます。
- ◆ 詳しくは、ナンバープレートを管轄する運輸支局又は軽自動車検査協会の窓口にお問い合わせください。

(石川・金沢ナンバー)

名称	電話番号
石川運輸支局登録相談ヘルプデスク (金沢市直江東1-1)	050-5540-2045
軽自動車検査協会 石川事務所 (金沢市直江東2-123-1)	050-3816-1853

受付時間：平日8:45～11:45、13:00～16:00

[目次に戻る](#)



## 民間の手続きのこと

### 20 地震保険

◆ 地震保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。

- ・ご契約の損害保険会社
- ・一般社団法人日本損害保険協会  
そんぽADRセンター

ナビダイヤル 0570-022-808（IP電話からは076-203-8581）（受付時間 平日9：15～17：00、祝日・休日・12月30日から1月4日を除く）

P2「4 災害に便乗した  
商法に注意」参照

証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。

- ・自然災害等損保契約照会センター  
フリーダイヤル 0120-501-331（受付時間 平日9：15～17：00、祝日・休日・12月30日から1月4日を除く）

[目次に戻る](#)

### 21 生命保険

◆ 災害救助法が適用された地域等において、被災等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。

- ・生命保険協会災害地域生保契約照会センター  
フリーダイヤル 0120-001-731（受付時間 平日9：00～17：00）
- ・かんぽコールセンター  
フリーダイヤル 0120-552-950（受付時間9：00～21：00（平日）、9：00～17：00（土日休日））

◆ 各生命保険会社では、災害救助法が適用された地域の被災契約者の契約について、保険料払込猶予期間の延長や保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速な支払といった対応を行っていますので、ご契約の保険会社にお問い合わせください。

[目次に戻る](#)



## 2 2 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しができます。

- ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
- ・ゆうちょコールセンター  
（受付時間9：00～19：00（平日）、9：00～17：00（土日休日）  
フリーダイヤル0120-108-420  
（参考）
- ・北陸財務局と日本銀行金沢支店から金融機関等に対して弾力的な対応を要請

<https://lfb.mof.go.jp/hokuriku/content/013/2023050601.pdf>

[目次に戻る](#)

## 2 3 法律相談等の窓口

- ◆ 石川県司法書士会（金沢市新神田四丁目10-18）では、無料電話相談（へるぷネットいしかわダイヤル）を実施しています。

相談窓口：076-292-8133（受付時間 平日10：00～16：00）

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。

また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。

詳細は、法テラスにお問い合わせください。

【法テラス石川】

ナビダイヤル 0570-078349（IP電話等からは050-3383-5477）

（受付時間 平日9:00～17:00）

- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。

【法テラス・サポートダイヤル】

ナビダイヤル 0570-078349（IP電話等からは050-3383-5477）

（受付時間 平日9:00～21:00、土曜日9:00～17:00、日祝日を除く）

- ◆ 金沢弁護士会（金沢市丸の内7-36）では、無料電話相談（R5年能登・珠洲地震無料法律相談（電話相談））を実施しています。

相談窓口：080-8995-9483

（受付時間 平日10:00～12:00、13:00～16:00）

※ 金沢弁護士会で受付後、担当弁護士から折返しの電話があります。

[目次に戻る](#)



## 医療・健康のこと

### 24 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

名称	電話番号
こころの相談ダイヤル (石川県健康福祉部こころの健康センター) (受付時間 年中無休(24時間、365日))	076-237-2700
石川こころの健康センター(金沢市鞍月東2-6)	
(受付時間 平日8時30分~17時15分)	076-238-5750
(受付時間 平日17時~翌9時、土日・祝日0~24時)	0570-783-780
能登中部保健福祉センター(七尾市本府中町ソ27-9) (受付時間 平日8時30分~17時45分)	0767-53-6894
能登北部保健福祉センター(輪島市鳳至町畠田102-4) (受付時間 平日8時30分~17時45分)	0768-22-2011
能登北部保健福祉センター 珠洲地域センター(珠洲市宝立町鵜島ハ124) (受付時間 平日8時30分~17時45分)	0768-84-1511
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338
公益社団法人金沢こころの電話 (受付時間 月~水曜日18:00~20:45 木~金曜日18:00~22:45 土曜日 15:00~22:45 日曜日 9:00~22:45 祝日・振替休日 月~水曜日9:00~20:45 木~土曜日9:00~22:45)	076-222-7556

[目次に戻る](#)



## 教育のこと

### 25 日本学生支援機構（JASSO）による学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

- ◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、1）災害救助法の適用を受けた地域（輪島市、珠洲市、鳳珠郡能登町）の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用、2）奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、3）居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。  
詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

日本学生支援機構 政策企画部 広報課：03-6743-6011

#### 1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法の適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

#### 2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

#### 3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

[目次に戻る](#)

- ◆ 石川県は、1）災害救助法の適用を受けた市町（輪島市、珠洲市及び鳳珠郡能登町）の世帯の県立学校の学生に対する学用品の給与、2）県立高校における授業料の支援、3）授業料以外の教育費への支援、4）災害に関する石川県奨学生の緊急採用に係る申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、石川県のホームページ等でご確認ください。

### 1 県立学校における学用品の給与（災害救助法）

（[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/saigai/gakuyouhin\\_r5.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/saigai/gakuyouhin_r5.html) 参照）

(1) 対象者：次のいずれにも該当する者

- ・災害救助法の適用を受けた市町で、住家が全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水した方
- ・実際に学用品がなく、就学に支障を生じている方

※ 罹災証明の写しの提出が必要になります（後日）

(2) 問い合わせ先：在学する県立学校の事務室又は石川県教育委員会 庶務課：076-225-1816

### 2 県立高校における授業料の支援（家計急変支援）

（[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/saigai/jugyouryoushien\\_r5.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/saigai/jugyouryoushien_r5.html) 参照）

(1) 高等学校就学支援金の「家計急変支援」

ア 対象者：

被災によって損害を受けた世帯で、次の全てに該当する生徒

(ア) 保護者等が被災によって、就労が困難な状態となった

※ り災証明書など、状態を証明する書類が必要

(イ) 被災によって、世帯年収が約590万円未満相当になった

イ 申請方法：

e-shienシステムによるオンライン申請

※ オンライン申請が困難な場合は、在学する県立学校の事務室へ相談

## (2) 授業料減免

### ア 対象者：

次のいずれかに該当する生徒

(ア) 保護者等が、災害により国税の減免を受けた生徒

(イ) 保護者等が、災害により県税の減免を受けた生徒

(ウ) 保護者等が、家屋の流失、全壊又は半壊、全焼又は半焼及び床上浸水の被害を受けた者で前年の所得が1000万円以下の生徒

### イ 申請方法：

授業料減免申請書に、添付書類を添えて在学する学校の事務室へ提出（スキャンしたデータを学校にメールする方法も提出できます）

## 3 授業料以外の教育費への支援（家計急変支援）

（[https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/shugaku/futankeigen\\_kakeikyuhen.html](https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/shugaku/futankeigen_kakeikyuhen.html) 参照）

県では、災害などにより家計急変した高校生等がいる世帯に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還を要しない給付型の奨学金制度を設けています。

(1) 対象者：上述ホームページ等で要件をご確認ください。

(2) 申請方法：

ア 石川県内の国公立高等学校等に在籍している場合は、在学している学校を通じて申し込む。

イ 石川県外の国公立高等学校等に在籍している場合は、石川県教育委員会事務局 庶務課 学校経営グループあてに申し込む。

## 4 災害に関する石川県奨学生の緊急採用（石川県育英資金）

（<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/shinsei/ikuei3.html> 参照）

(1) 奨学生の資格：上述ホームページ等で要件をご確認ください。

(2) 申込方法：在学している学校にご相談のうえ、願書及び必要書類を学校へ提出（直接、県教育委員会へ提出されても受理できません）。

[目次に戻る](#)



## 事業者の方へ

### 27 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
中小企業・小規模事業者支援緊急相談窓口 石川県経営支援課（受付：9:00～17:00）	076-225-1525
株式会社 日本政策金融公庫	
金沢支店（金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル） 中小企業事業	076-231-4275
国民生活事業	0570-045202
小松支店（小松市園町二-1 小松商工会議所ビル） 国民生活事業	0570-045445
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 （金沢市本多町3-1-25）	076-221-6141
珠洲商工会議所（珠洲市飯田町1-1-9）	0768-82-1115
輪島商工会議所（輪島市河井町20-1-1）	0768-22-7777
門前町商工会（輪島市門前町走出6-69）	0768-42-0360
七尾商工会議所（七尾市三島町70-1）	0767-54-8888
能登鹿北商工会（七尾市中島町川崎又50-1）	0767-66-0001
金沢商工会議所（金沢市尾山町9-13）	076-263-1151
森本商工会（金沢市森本町木59-1）	076-258-0276
白山商工会議所（白山市西新町159-2）	076-276-3811
美川商工会（白山市美川中町ソ58）	076-278-3328
鶴来商工会（白山市鶴来下東町26）	076-273-2211
白山商工会（白山市上野町ヤ74）	076-254-2828
小松商工会議所（小松市園町二の1）	0761-21-3121
加賀商工会議所（加賀市大聖寺菅生口17-3）	0761-73-0001
山中商工会（加賀市山中温泉西桂木町ト51）	0761-78-3366
能美市商工会（能美市寺井町ヨ47）	0761-58-4230
かほく市商工会（かほく市高松ク42-1）	076-282-5661
羽咋市商工会（羽咋市旭町ア139）	0767-22-1393
野々市市商工会（野々市市白山町8-16）	076-246-1242
中能登町商工会（中能登町井田に部50番地）	0767-76-1221
穴水町商工会（穴水町字川島イ25番地1）	0768-52-0516

名称	電話番号
能登町商工会（能登町字宇出津ヲ字1番地12）	0768-62-0181
川北町商工会（川北町壱ツ屋93）	076-277-2133
宝達志水町商工会（宝達志水町河原ト120ネクサス内）	0767-28-2301
津幡町商工会（津幡町清水チ326-3）	076-288-2131
内灘町商工会（内灘町鶴ヶ丘2丁目161）	076-286-4200
富来商工会（志賀町富来領家町甲10）	0767-42-2562
志賀町商工会（志賀町高浜町二の13-1）	0767-32-1002
特殊法人 石川県商工会連合会（金沢市鞍月2-20） 能登支所（七尾市中島町中島9部）	076-268-7300 0767-66-0460
石川県中小企業団体中央会 （石川県地場産業振興センター新館5階）	076-267-7711
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 （石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階）	076-223-5546
中小企業庁 石川県よろず支援拠点 （（公財）石川県産業創出支援機構） （石川県地場産業振興センター新館）	076-267-6711
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748

[目次に戻る](#)

## 28 農林漁業関係の災害復興の融資 農業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被災された農林漁業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店農林水産事業 （金沢市南町6-1朝日生命金沢ビル）	076-263-6471

- ◆ 石川県において、営農再建に向けた取組支援のための相談窓口を開設しています。詳しくは、営農相談窓口にお問い合わせください。

相談先	電話番号	管轄
奥能登農林総合事務所 （輪島市三井町洲衛10部11番1）	0768-26-2320	珠洲市、輪島市、穴水町、能登町

相談時間：9:00～18:00 ※ 土日も相談可

[目次に戻る](#)

## 29 セーフティネット保証4号の適用

- ◆ 現在、災害救助法が適用された市町のうち、珠洲市及び鳳珠郡能登町において、地震の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号が適用されています（**指定期間は令和6年2月16日(金)まで**）。詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

### ○ 内容（保証条件）

- ① 対象資金：経営安定資金
- ② 保証割合：100%保証
- ③ 保証限度額：2億8,000万円（無担保：8,000万円、普通2億円）
- ④ 保証人：原則第三者保証人は不要

名称	電話番号
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550
珠洲市産業振興課（珠洲市上戸町北方1-6-2）	0768-82-7775
能登町ふるさと振興課（能登町字宇出津ト50-1）	0768-62-8526

[目次に戻る](#)

## 30 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請される予定です。詳しくは下記の窓口にお問い合わせください。

- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
株式会社 日本政策金融公庫 金沢支店（金沢市南町6-1 朝日生命金沢ビル） 中小企業事業	076-231-4275
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 （金沢市本多町3-1-25）	076-221-6141
認可法人 石川県信用保証協会（金沢市尾山町9番25号）	076-222-1550

[目次に戻る](#)



## 3 1 被災事業者再建支援事業費補助金

- ◆ 石川県は、令和5年石川県能登地方を震源とする地震により被害を受けた県内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者等に対して、石川県被災事業者再建支援事業費補助金を交付し、事業所の復旧等を支援しています（対象事業者の要件あり）。**公募期間は令和5年8月31日(木)まで、事業期間は令和6年1月19日(金)**です。詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

### 1 内容

項目	区分	
	中小企業等	小規模事業者等
補助対象経費	1 生産性向上・販路開拓に関する費用 （施設の改装費、試作開発費等） 2 施設・設備の復旧に関する費用 （施設・設備の修繕費、設備購入費等）	
補助率	2分の1	3分の2
補助上限額	300万円	300万円

### 2 問い合わせ先

窓口	電話番号	備考
石川県商工労働部経営支援課	076-225-1522	
珠洲商工会議所	0768-82-1115	
輪島商工会議所	0768-22-7777	
能登町商工会	0768-62-0181	
穴水町商工会	0768-52-0516	
門前町商工会	0768-42-0360	

- ◆ また、珠洲市では、石川県被災事業者再建支援事業費補助金の交付を受けた又は受けることが決定している珠洲市に事業所がある事業者に対して、珠洲市被災事業者再建支援事業費補助金を交付し、事業所の復旧や事業の再開を支援しています（対象事業者の要件あり）。**申請期間は、令和6年3月29日(金)まで**です。詳しくは、珠洲市の窓口（産業振興課 商工振興・企業誘致係（電話：0768-82-7775））にお問い合わせください。

### ○ 内容

項目	区分	
	中小企業等	小規模事業者等
補助対象要件	補助対象経費（注）が600万円を超えるもの	補助対象経費（注）が450万円を超えるもの
補助率	補助対象経費が600万円を超える部分に補助率2分の1	補助対象経費が450万円を超える部分に補助率3分の2
補助上限額	700万円	700万円

（注）補助対象経費とは、石川県被災事業者再建支援事業費補助金の交付対象経費として認められたものです。

[目次に戻る](#)

## 3 2 小規模企業共済 災害時貸付け

- ◆ 独立行政法人 中小企業基盤整備機構は、今般の地震により被害を受けた市町（輪島市、珠洲市及び鳳珠郡能登町）において事業を営む事業者に対し、原則として即日かつ低利でお借入れ可能な災害時貸付けを適用しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

名称	電話番号
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 共済事業グループ 小規模共済融資課	03-3433-8811 (代表)
株式会社 商工組合中央金庫 金沢支店 (金沢市本多町3-1-25) ※ 借入申込手続を行う機関です。	076-221-6141

[目次に戻る](#)



## そのほかの情報

### 3 3 発達障害のある方の支援

- ◆ 発達障がい児・者及びご家族の方を対象に、困りごとについて相談、支援を行っています。

詳細は、以下の相談窓口へご相談ください。

センター名	電話番号	管轄区域
石川県発達障害者支援センター (金沢市鞍月東2-6 石川県こころの健康センター内)	076-238-5557	石川県内
発達障害者支援センター パース (金沢市福久東1-56 オフィスオーセド2階)	076-257-5551	石川県内
石川県教育センター 教育相談課 特別支援教育担当 (金沢市高尾町ウ31-1)	076-298-1729	石川県内
石川県七尾児童相談所 (七尾市古府町そ部8番1)	0767-53-0811	羽咋郡以北

[目次に戻る](#)

### 3 4 災害ボランティア

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

- ◆ 問い合わせ先

市町	開設場所	ボランティアによる支援の 依頼窓口 (被災者の方)	ボランティア活動への 参加に関する問合せ先
珠洲市	各地	珠洲市社会福祉協議会 ・電話：0768-82-7751 ・ホームページ： <a href="https://ishikawa-vc.jimdofree.com/">https://ishikawa-vc.jimdofree.com/</a>	

[目次に戻る](#)

## 35 太陽光発電システムに関する留意点・相談窓口

- ◆ 総務省行政評価局は、使用済太陽光パネルの廃棄処分等の実施状況を調査し、その結果を公表しています（平成29年9月8日）。

調査においては、

- ① 災害によって損壊したパネルであっても、日光が当たれば発電するため、直接触れると感電の危険性があること、
- ② パネルには有害物質が含有されているものもあり、廃棄に当たっては適正な処理が必要であること

とされているところ、こうした点が十分認識されていなかったことなどが明らかとなっています。詳細は、ホームページに掲載しています。

○ [http://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/107317\\_0908.html](http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/107317_0908.html)

総務省行政評価局 評価監視官（法務、外務、経済産業等担当）

電話：03-5253-5450（直通）

- ◆ 被災した太陽光発電システムの取扱い上の留意点をホームページに掲載しています。

○ [https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/160415r\\_jpea.pdf](https://www.jpea.gr.jp/wp-content/uploads/160415r_jpea.pdf)

一般社団法人 太陽光発電協会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-12-17 新橋 I-Nビル8F

電話：03-6268-8544

また、被災した太陽光発電設備の保管等について、注意喚起がなされています。

○ [http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04\\_180706\\_solar.pdf](http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/h30gouu/04_180706_solar.pdf)

環境省環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室

電話：03-5521-8358（内線6825）

[目次に戻る](#)

## 36 ペット動物に関する相談窓口

- ◆ 迷子になったペットに関する相談、飼い主不明のペットの保護情報、その他ペットの飼育全般の相談を受け付けています。

相談窓口	連絡先	管轄区域
能登北部保健福祉センター（保健所） （輪島市鳳至町畠田102-4）	0768-22-2011	輪島市、珠洲市、 鳳珠郡
能登中部保健福祉センター（保健所） （七尾市本府中町ソ27-9）	0767-53-2482	羽咋市、七尾市、 羽咋郡、鹿島郡

[目次に戻る](#)